

新「社会教育委員」紹介

社会教育委員とは、社会教育法第15条に基づき、都道府県及び市町村に設置される非常勤の特別職公務員で、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言することを任務とします。

この度、平成22年4月1日から社会教育委員を務めていただいた井上伍郎さん（大行司地区）が平成27年3月31日付けで退任され、新たに平成27年4月22日から佐々木孝さん（東福井下地区）が社会教育委員に就任されました。井上伍郎さんにおかれましては、長年にわたりご尽力いただき、誠にありがとうございました。また、佐々木孝さんにおかれましては、これからの東峰村の社会教育発展のために、大いにご活躍されることと思います。よろしく申し上げます！！



新「スポーツ推進委員」紹介

この度、平成15年4月1日からスポーツ推進委員を務めていただいた和田ひろみさん（鼓北区）が平成27年3月31日付けで退任され、新たに平成27年4月1日から小関飛鳥さん（東福井下地区）がスポーツ推進委員に就任されました。和田ひろみさんにおかれましては、長年にわたりご尽力いただき、誠にありがとうございました。また、小関飛鳥さんにおかれましては、これからの東峰村のスポーツ推進に、大いにご活躍されることと思います。よろしく申し上げます。



第11回東峰村職域バレーボール大会

6月13日（土）に村民センターにおいて、村内で働く人たちの親睦や健康づくりのため、「第11回東峰村職域バレーボール大会」を開催しました。今年は、15団体10チーム113名が参加されました。予選を勝ち抜いたのは、JA筑前あさくら宝珠山支店チームと社会福祉協議会チームでした。決勝戦の交流会でジャンケン5番勝負を行い、見事、JA筑前あさくら宝珠山支店チームが優勝を飾りました。おめでとうございます。この交流会を通し、村内職場の職員の健康増進や融和が図れ、東峰村の絆ができたのではないのでしょうか。



▲優勝した「JA筑前あさくら宝珠山支店チーム」

東峰 Jr. みらい塾～魚釣り～

6月6日（土）、東峰 Jr. みらい塾で魚釣りを行いました。初めて魚釣りをする児童もいて、仕掛けの結び方やエサの付け方、釣り方等を大人に教えてもらっていました。各々、魚釣りを楽しみ、魚が釣れると大はしゃぎでお互いの魚を見比べていました。ルールを守らないと危険な河川ですが、身近で楽しい場所でもあります。時間を作って親子で魚釣りはいかがでしょうか。



男の料理教室

6月23日(火) いずみ館において、男の料理教室を開催しました。11名の参加で、講師に大里登美夫さん(日田想夫恋店長)を迎えて、中華の定番でもある、「酢豚」・「エビチリ」・「チャーハン」の3品を作りました。調理後は、参加者でおいしく食べることができました。次回も皆様のご参加をお待ちしています。



第5回屋内スポーツ大会開催!!

村民のスポーツ活動の普及及び村民の健康増進を目的として、18歳以上の方対象で村内体育施設を活用した、様々な屋内スポーツ大会を、6月26日(金)～29日(月)の期間で開催しました。26日は、ビーチボールバレー大会(スポーツ推進委員主催)、27日は、バドミントン大会(クラブ主催)と男女レクバレーボール大会(愛好者主催)、28日はバスケットボール大会(クラブ主催)、29日は屋内グラウンドゴルフ大会(総合型地域スポーツクラブらぶすぽ主催)が開催されました。たくさんのスポーツ愛好者の参加があり、大変盛り上がりました。ぜひ、この大会を契機に、今後も継続的にスポーツを楽しんでください。



窓口等移動のお知らせ

小石原公民館の窓口及び、図書が小石原庁舎に移動しましたのでお知らせします。引き続き、みなさまのご利用をお待ちしています。



女性学級『健康教室』参加者募集

女性学級では、「健康教室」の一般参加者を募集しています。

第1回 健康体操	7月23日(木) 19:30～20:45 小石原公民館
第2回 ウォーキング(有酸素運動)	8月6日(木) 19:30～20:45 いずみ館
■参加費：無料	
■申込先：宝珠山公民館(72-2301) または、小石原公民館(74-2235)	

『らぶすぽ東峰』次回予告

地域総合型スポーツクラブ

らぶすぽの活動	場 所	日 時	備 考
ニュースポーツ教室	村民センター	7月27日(月) 19:30～	自由に参加できます。
健康体操『ヨガ教室』	いずみ館 多目的ホール	8月12日(水) 19:30～	会員500円 非会員1,000円 ※マットはこちらで準備します。



役場からのお知らせ

宝珠山庁舎 72 - 2311

小石原庁舎 74 - 2311

保健福祉課

◆平成 27 年度 介護保険料の決定通知が送付されます（65 歳以上の方）

介護保険第 1 号被保険者（65 歳以上）の平成 27 年度介護保険料の決定通知書が、福岡県介護保険広域連合から 8 月上旬までに郵送されます。

今年度は、3 年に 1 度の保険料見直しにあたるため、保険料の基準額が変更となっています。福岡県介護保険広域連合では、平成 17 年度からグループ別保険料（※）を導入しており、東峰村は平成 26 年度までは B グループでしたが、平成 27 年度からは A グループとなり、保険料が上昇しています。

（※）グループ別保険料…介護保険広域連合の構成市町村間の給付費（介護サービスにかかる費用）水準に大きな差があることから、この格差を緩和・是正することを目的として、給付費水準が高い市町村から順に A、B、C の 3 つのグループに分け、保険料を設定したものです。

【納付方法】

●年金天引きの場合（特別徴収）

年間の保険料額より 4、6、8 月の納付額を除いた額を 10、12、2 月の 3 回の年金天引き（特別徴収）で納付となります。

●納付書、口座振替で納付の場合（普通徴収）

年間の保険料額を 8 月から 3 月までの 8 回で納付となります。

●平成 27 年 10 月以降から、年金天引き（特別徴収）開始となる場合

8、9 月の 2 回のみ納付書、もしくは口座振替で納付となります。

★保険料は平成 26 年中の所得等をもとに所得段階を決定しています。ご本人や世帯の方の村民税の課税状況や所得等の金額が変わった場合は所得段階が変わることがあります。

★災害などで被害を受けた場合や、生計維持者の死亡、長期入院、廃業、非自発的失業等により著しく収入が減少した場合、減免の申請により、その年度の保険料が減額となることがあります。

★介護保険制度では、特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービス利用時の自己負担割合が増えるなどの給付制限が生じます。

★介護保険は被保険者の皆様から納付していただく保険料で成り立つ制度です。保険料納付についてご理解とご協力をお願いします。

■お問い合わせ先■

保健福祉課介護保険係（宝珠山庁舎内）

☎72-2311

福岡県介護保険広域連合 事業資格管理係

☎092-643-7055

福岡県介護保険広域連合 朝倉支部

☎0946-21-8021

お問い合わせ先

東峰村役場宝珠山庁舎 総合窓口（保健福祉課）（電話：72-2311）



◆国民年金免除制度について



保険料免除制度・一部納付（免除）制度、若年者（30歳未満）納付猶予制度

- 経済的な理由等で国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される「保険料免除制度」があります。所得額により全額免除と一部納付制度に分かれますので窓口でご相談ください。
- 保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。
※平成26年4月の制度改正により、申請月の2年1ヶ月前まで遡及して申請免除の手続きが可能になりました。

全額免除制度

◎保険料の全額（平成27年度・月額15,590円）が免除になります

全額免除された期間は保険料を全額納付したときに比べ、年金額が1/2（平成21年3月までの免除期間は1/3）として計算されます。

※申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成26年7月から平成27年6月分の申請については前々年（平成25年）の所得で審査を行います。

全額免除となる所得の“めやす”

前年の所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること
 $35 \text{万円} \times (\text{扶養親族等の数} + 1) + 22 \text{万円} (\text{所得控除加算})$

一部納付（一部免除）制度

◎保険料の一部納付、残りの保険料は免除になります

一部納付は3種類です。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

- 4分の1納付（保険料額 3,900円）→ 年金額 5/8（←平成21年3月以前は1/2）
- 2分の1納付（保険料額 7,800円）→ 年金額 6/8（←平成21年3月以前は2/3）
- 4分の3納付（保険料額 11,690円）→ 年金額 7/8（←平成21年3月以前は5/6）

※申請者ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※平成26年7月～平成27年6月分の申請については、前々年（平成25年）の所得で審査を行います。

（注）一部納付制度は、納付すべき保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

一部納付となる所得の“めやす”

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

- 4分の1納付 → 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 2分の1納付 → 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 4分の3納付 → 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

次ページへ続きます⇒

若年者納付猶予制度

◎申請により保険料の納付が猶予

保険料免除制度の所得審査は、申請者本人のほか配偶者・世帯主の所得も審査の対象となるため、一定以上の所得がある親（世帯主）と同居している若者は、保険料免除制度を利用することができません。

他の年齢層に比べて所得が少ない若年層（20歳代）の方が、保険料免除制度を利用することができず、将来、年金を受け取ることができなくなることを防止するため、申請により保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができる制度が「若年者納付猶予制度」です。

Point1

本人と配偶者の所得のみで所得要件を審査

若年者納付猶予は、申請者本人と配偶者の前年所得が審査の対象です（申請時期によって前々年の所得で審査を行う場合があります）。

所得基準は、全額免除と同じです。

※（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円

Point2

障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

万一障害を負ってしまったときに障害基礎年金が受け取れます。

⇒ 納付猶予の期間は、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間にカウントされます。

※不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料の未納期間があるときは、これらの給付を受け取ることができない場合があります。

Point3

猶予された期間は、年金額に反映されません

納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されませんので、次ページ記載の保険料の追納（後払い）をご利用ください。

免除手続き（申請）について

◎東峰村役場の保健福祉課の窓口へ申請することになります。

■受付期間 平成27年7月に免除申請書を受付けする場合、最大で下記①～④の受付が可能になりました。

- ① 平成24年免除・・・平成25年3月～平成25年6月分（審査：平成23年所得）
- ② 平成25年免除・・・平成25年7月～平成26年6月分（審査：平成24年所得）
- ③ 平成26年免除・・・平成26年7月～平成27年6月分（審査：平成25年所得）
- ④ 平成27年免除・・・平成27年7月～平成28年6月分（審査：平成26年所得）

■必要なもの 印鑑 年金手帳 失業した場合は雇用保険離職票または雇用保険受給資格者証
前年（またはそれ以前）所得を証明する書類
（前年またはそれ以前の1月1日時点で東峰村に住所がなかった場合）

※ 国民年金保険料の免除申請の手続きが簡素化され、全額免除と若年者納付猶予の承認を受けられた方が（一部納付の方は除く）、翌年度以降も引き続き免除または猶予の申請を希望される場合には、申請書の所定の欄に「○」印を付すことにより、次の年改めて申請書を提出する必要がなくなり、申請手続きの負担が軽減されます。

※ 失業者もしくは震災、風水害または火災による損害を受けたことを理由とした全額免除申請及び若年者納付猶予、若しくは一部免除申請の場合は、毎年の申請が必要となりますので、ご注意ください。

※ 所得要件の審査は、市町村民税の申告内容をもとに行いますので、所得申告を忘れずに行ってください。

この保険料免除等の申請を行うと、東峰村長に対して申請者ご本人、配偶者、世帯主の前年又は前々年の所得状況の証明を求め、その証明内容を年金事務所に提出することに同意したことになります。通常、これらの書類を添付する必要はありませんが、1月1日（※）時点の住所と申請時点の住所が住所変更により異なる場合は、現在の住民を登録している東峰村において前年（またはそれ以前）の所得を証明することができないため、前住所地の市区町村長から前年（またはそれ以前）の所得証明の交付を受けこの申請書に添付するか、または申請書にこれに相当する記載を受ける必要があります。

※申請する月が1月から6月までの間である場合には、前々年所得の証明が必要となるため、前年の1月1日の住所地が基準となります。

※ 免除等のサイクル（始期と終期）は、7月から翌年6月までです（すべての市区町村において前年所得の証明が可能となるのが7月以降であるため）。このため、免除等の承認を受けている方が引き続き免除の申請をされる場合は、できる限り7月に申請をされるようお願いいたします。

※申請日が1月から6月までの場合は、前年7月から6月までの期間を対象として審査します。

ただし、7月に申請する場合に限って、前年7月から前月の6月分までの期間（前サイクル分）についても申請することができます。7月に前サイクル分の免除等も申請される場合は、申請書を2枚提出されるようお願いいたします。

なお、保険料全額免除または若年者納付猶予（一部納付を除く）が承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望（申請書の申請者記入欄の「はい」に○を付けてください）された場合は、翌年度以降は、あらためて申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。

次ページへ続きます⇒

保険料の追納について

- 保険料の免除や若年者納付猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。
- 上記の期間は、10年以内（例えば、平成27年4月分は平成37年4月末まで）であれば、さかのぼって納めることができ、年金額を満額に近づけることができるようになっています。（追納といいます。）
- 保険料の免除若しくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額（平成25年3月分以前）に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
- なお、平成27年度中に追納する場合の加算額を含めた具体的な追納額は、下の表のとおりとなります。

免除等の承認を受けた年度の保険料を平成27年度に追納する場合の額

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	(当時の月額)
平成17年度の月分	14,880円	—	7,440円	—	(13,580円)
平成18年度の月分	14,930円	11,190円	7,460円	3,730円	(13,860円)
平成19年度の月分	14,960円	11,210円	7,480円	3,730円	(14,100円)
平成20年度の月分	15,090円	11,320円	7,540円	3,770円	(14,410円)
平成21年度の月分	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円	(14,660円)
平成22年度の月分	15,430円	11,570円	7,720円	3,850円	(15,100円)
平成23年度の月分	15,220円	11,410円	7,610円	3,800円	(15,020円)
平成24年度の月分	15,070円	11,300円	7,530円	3,760円	(14,980円)
平成25年度の月分	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円	(15,040円)
平成26年度の月分	15,250円	11,440円	7,620円	3,810円	(15,250円)

追納加算額は
ありません

※保険料の追納には納付書が必要です。納付書の発行は申込みが必要です。南福岡社会保険事務所・東峰村役場保健福祉課まで、お問合せください。

後納制度について

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと（保険料納付や免除等の合計が25年（300月）未満の場合）があります。

このような事態を避けるため、法改正により、平成24年10月1日～平成27年9月30日までの3年間に限り、国民年金保険料の納めることができる期間が過去10年以内の未納期間になりました。具体的には、平成17年4月分以降の納められなかった保険料を納めることができます。

過去3年度以前の後納保険料については、当時の保険料額（平成25年3月分以前）に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

過去10年以内の未納保険料を納めていただくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。

（注）ただし、既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができませんので、ご注意願います。

なお、後納保険料を納付するためには事前にお申し込みいただき審査させていただくこととなります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

詳しくは、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

注：後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。

お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ！！

0570-011-050

050で始まる電話でおかけになる場合は

03-6731-2015（一般電話）

<受付時間> 月～金曜日 8:30 ～ 17:15
ただし、月曜日 19:00まで延長（月曜日が休日の場合は火曜日）
第2土曜日 9:30 ～ 16:00
（祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。）

※ ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※ 「03 - 6731 - 2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※ 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

免除の申請及びお問い合わせ先

東峰村役場宝珠山庁舎 総合窓口（保健福祉課）（電話：72 - 2311）

日本年金機構への不正アクセス事案では、皆さまの年金情報が流出し、ご迷惑、ご心配をおかけしております。申し訳ありません。

政府は、皆さまの年金を守ることを最優先に取り組んでいます。

あわせて、皆さまにお気を付けいただきたいことがあります。



『年金情報流出』を口実にした犯罪にご注意ください！

日本年金機構を名乗って口座番号を聞き出そうとする者や、「流出した個人情報を削除してあげる」と持ちかけてくる者が現れています。

- ・日本年金機構から、この件でお客さまに電話やメールで連絡することは、一切ありません。なお、流出が確認された方への新しい基礎年金番号は、郵送でお知らせします。
- ・日本年金機構が、この件でお客さまにお金やキャッシュカードを要求することは、一切ありません。
- ・日本年金機構が、この件でお客さまにATMの操作をお願いすることは、一切ありません。

ご自分の情報が流出しているのでは？など、ご心配の方は、下記専用電話窓口またはお近くの年金事務所へご相談ください。

日本年金機構 専用電話窓口（通話料はかかりません）

0120-818211

受付時間 8：30～21：00（平日及び土日）

お問い合わせ先

東峰村役場宝珠山庁舎 総合窓口（保健福祉課）（電話：72-2311）

検査期限満了となりました水道メーター器の交換を下記の日程で行います。ご迷惑おかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

- 交換期間 7月10日～8月10日
- 場所 村内全域



お問い合わせ先

東峰村役場宝珠山庁舎 建設水道課（電話：72-2313）



毎月 23 日は 「親子読書の日」



東峰村教育推進会議の話し合いの中で、子ども達の家庭学習が十分にできていないことや、テレビやゲームにあてる時間が長く、本を読んだり家族で会話をしたりする時間が少なくなっている家庭が多くなってきていることが話題になりました。

今や生活になくてはならないテレビやメディアですが、ともすればテレビやゲームに逆に支配されているような子ども達が、以前からマスコミ等で問題になっています。そして、そのことが家族間の関わりを減らし、子ども達の健全な発達を阻害したり、学力の向上の弊害になったりしています。

そこで、教育委員会や教育推進協議会、保育所（園）、東峰学園では、表記の取り組みを奨励することにしました。各ご家庭の事情で無理のない時間帯に「親子読書」の時間を見つけて下さい。テレビを消して、家族でゆっくりと本を読みましょう。

この取り組みを通して、親子で学び、親子のコミュニケーションが活発になって親子の絆が一層深まり、ひいては子ども達の学ぶ力が伸びることを願っています。

取り組みに、ぜひご協力をお願いいたします。

東峰村教育委員会・東峰村教育推進協議会



8月3日（月）から7日（金）まで、13時から16時の間で東峰学園の図書室を一般開放します。この機会に、ぜひ学園の図書の本を手にとってみませんか。

お問い合わせ先

東峰村教育委員会（電話：72-2301）

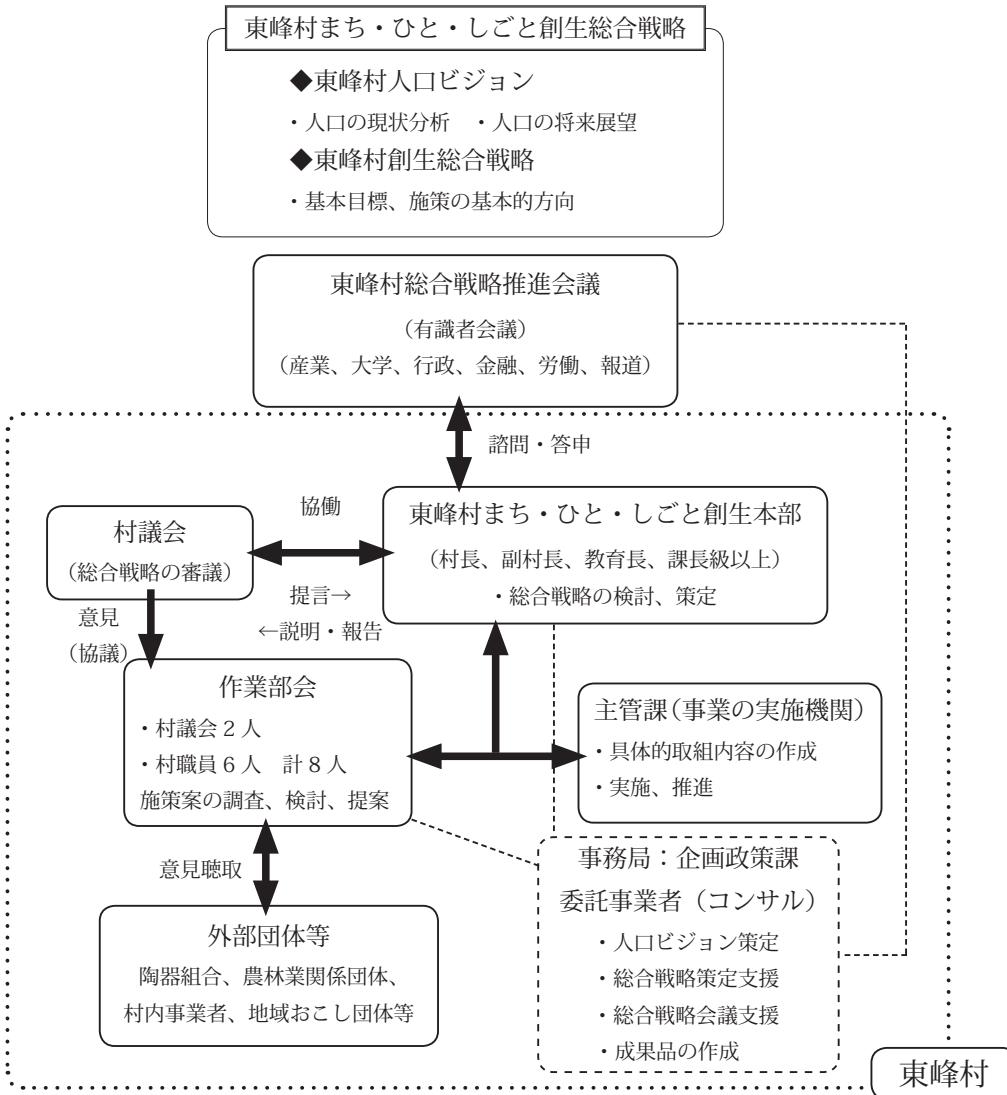
■地方創生とは

地方創生とは、少子高齢化に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施していこうとするものです。国は、地方創生に向けて、平成 26 年 12 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。

■東峰村の地方創生

東峰村では、平成 27 年 3 月に平成 36 年度までを計画期間とする第 2 次東峰村総合計画を策定し、人口減少及び少子・高齢化等の課題に取り組むこととしています。東峰村には小石原焼に代表されるものづくりや農林業豊かな自然、歴史、伝統、文化など、誇れる宝があります。これらの地域資源を有効に活用し、国及び県が策定する「まち・ひと・しごと総合戦略」との連携を勘案しながら、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むため、下記の体制により「東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。

■東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定体制



■策定内容の対象期間

1. 東峰村人口ビジョン

村の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する基本認識の共有を図り、取り組むべき将来の方向を示す長期的なビジョンを策定します。対象期間は、平成 72 年（2060 年）までです。

2. 東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略

東峰村人口ビジョンを踏まえ、将来にわたり活力ある地域を維持し、村民が豊かで安心な生活を営むことができるよう、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、及び魅力ある就業機会の創出を一体的に推進するための総合戦略を策定します。対象期間は、平成 27 年度から平成 31 年度まで（5 年）です。

■重点検討項目

1. 東峰村に新たな雇用を創出する。
2. 新しい人の流れをつくる。
3. 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる。
4. 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守る。

■報告：総合戦略策定に関する 6 月までの村の動きについて報告します。

作業部会

部 会	期 日	内 容
第 1 回	4 月 23 日	総合戦略の概要説明、今後の方針等について協議しました。
第 2 回	5 月 8 日	(株) ビズ・ナビ & カンパニー代表取締役社長の早嶋 聡史さんを講師に招いて研修会（1 回目）を実施。総合戦略策定にあたっての基本的な考え方やヒントにつながる思考力を養成する学習を行いました。
第 3 回	5 月 20 日	次回の研修会に向けた課題整理を行いました。
第 4 回	6 月 1 日	研修会（2 回目）を実施。研修成果の発表を行いました。
第 5 回	6 月 16 日	創生本部会議への報告及び提案事項、その他視察研修先の協議等を行いました。



▲作業部会の様子



▲研修会の様子



▲講師の早嶋さん

外部団体等ヒアリング

5 月から 6 月にかけて、村内の外部団体（37 団体）に対し、ヒアリングを実施しました。各団体から農林業や観光の振興、移住・定住など、総合戦略の策定に関する様々な意見が出されました。

東峰村まち・ひと・しごと創生本部会議

6 月 24 日、第 1 回 東峰村まち・ひと・しごと創生本部会議を開催しました。事務局より人口ビジョン、及び総合戦略策定の進捗状況について説明を行い、今後の方針等を協議しました。



今後の予定として、7 月に、第 1 回 東峰村総合戦略推進会議を開催します。また、本件については、広報紙等で随時お知らせします。

お問い合わせ先

東峰村役場宝珠山庁舎 企画政策課（電話：72-2311）